

健康保険・厚生年金保険適用事業所関係変更（訂正）届

【手続概要】

下記の場合に事業主が届出を行うものです。

- ① 事業主の変更
- ② 事業主の氏名の変更
- ③ 事業所の連絡先電話番号の変更
- ④ 「昇給月」「賞与支払予定月」「現物給与の種類」の変更
- ⑤ 「算定基礎届用紙作成」欄、又は「賞与支払届用紙作成」欄の変更
- ⑥ 事業主代理人を選任（変更）したとき又は解任したとき
- ⑦ 社会保険労務士に業務を委託したとき又は委託を解除したとき
- ⑧ 年金委員を委嘱したとき又は解嘱したとき
- ⑨ 健康保険組合の名称変更（訂正）があったとき
- ⑩ 会社法人等番号に変更（訂正）があったとき
- ⑪ 法人番号に変更（訂正）があったとき
- ⑫ 事業所の「法人」「個人」「国・地方公共団体」の区分に変更（訂正）があったとき
- ⑬ 本店・支店の区分に変更（訂正）があったとき
- ⑭ 内国法人、外国法人の区分に変更（訂正）があったとき

【添付書類】

以下の1. 2. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

1. 会社法人等番号に変更（訂正）があったとき

法人（商業）登記簿謄本のコピー

2. 法人番号に変更（訂正）があったとき

法人番号指定通知書のコピー

※「法人番号指定通知書のコピー」が添付できない場合は「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)で確認した法人情報（事業所名称・法人番号・所在地が掲載されているもの）の画面を印刷し、添付していただいても差し支えありません。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html)をご確認ください。

【留意事項】

1. 事業主が変更になった場合、これまでの届出に「変更前事業主」と「変更後事業主」両名の署名が必要でしたが、平成27年6月より、変更後の事業主が変更前後の事業主（代表者）の氏名、住所及び変更年月日を記入する取り扱いに改めます。
2. 個人事業主の氏名の変更の場合は、この届出と併せて「適用事業所所在地・名称変更（訂正）届」を提出してください。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参